

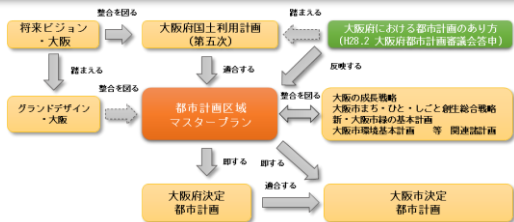
大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の概要（1 / 2）

第1章 都市計画区域マスタープランの概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは

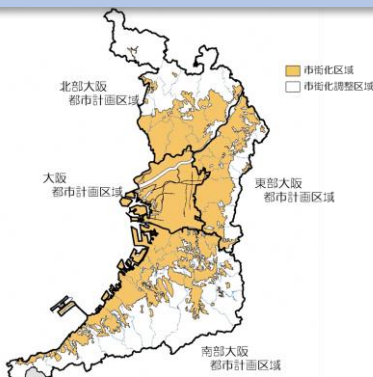
- 都市計画法に基づき、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められた都市計画区域を対象に、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて広域的観点から、都市計画の基本的な方向性を示すもの。
- 一般的に「都市計画区域マスタープラン」と言われる。
- 本方針は令和12年を目標年次に定める。（概ね10年間）
- ※都市計画基礎調査の結果や社会経済情勢の変化を踏まえ、その対応が必要となったときなどは適時適切に見直しを行う。

位置づけ



大阪府国土利用計画(第五次)に適合するとともに、関連諸計画との整合・連携を図る。

大阪府の都市計画区域



- ・大阪府内では4つの都市計画区域が定められている。
- ・大阪都市計画区域は大阪市域と同一となっている。

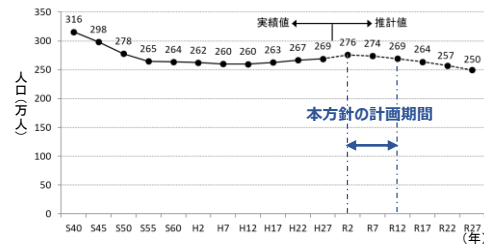
大阪都市計画区域の規模

人口※1	都市計画区域面積	市街化区域面積	人口密度
約274万人 (約882万人)	約22,530ha (約189,544ha)	約21,145ha (約95,683ha)	約121.6人/ha (約46.3人/ha)

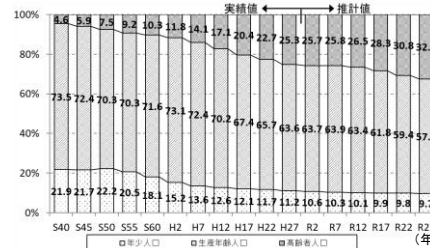
※1 令和元年10月1日時点
※2 ()内は大阪府全域

人口の推移

人口総数の推移と将来推計



年齢3区分別人口構成比の推移と将来推計



- ・人口は令和2年頃を境に減少に転じるものの、計画期間中はほぼ同程度の人口規模を維持する見込み。
- ・高齢化率は増加傾向が続き、目標年次の令和12年には約26.5%になると推計されている。

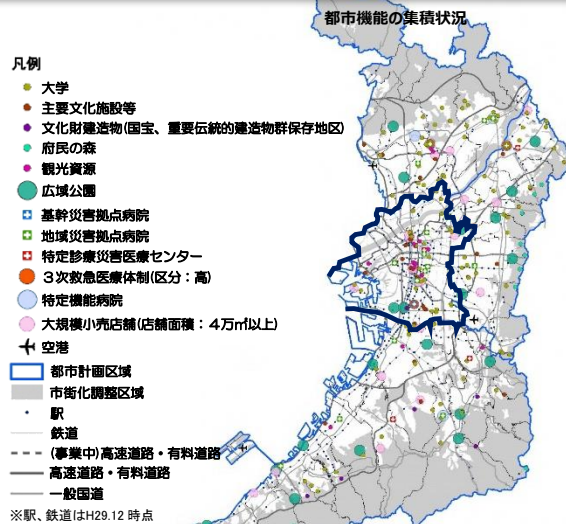
土地利用の状況

土地利用区毎の面積増減

	H20	H30	差	増減率
住宅地	5,995ha	6,227ha	232ha	3.9%
工業用地	1,035ha	873ha	▲162ha	▲15.7%
商業・業務施設等用地	5,655ha	5,699ha	44ha	0.8%
農地	115ha	89ha	▲26ha	▲22.6%
その他(道路等)	9,430ha	9,633ha	203ha	2.2%

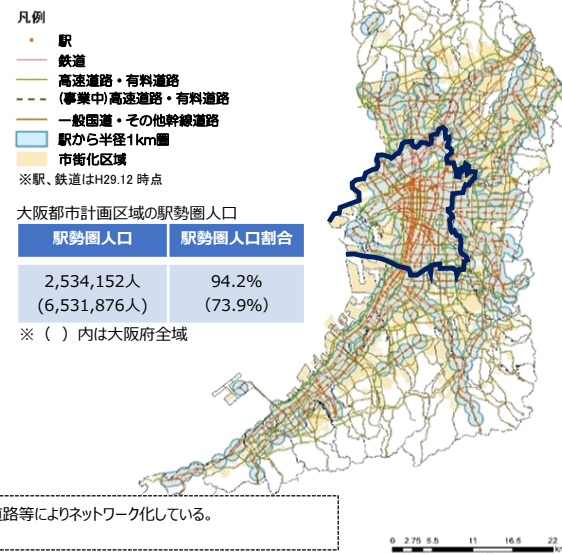
住宅地、商業・業務施設等が増加している一方で、工業用地、農地は減少している。

大阪の都市構造



- ・主要な鉄道駅周辺や幹線道路沿道に、多様な都市機能が集積し、それら機能が高密度な鉄道・幹線道路等によりネットワーク化している。
- ・大阪都市計画区域では、鉄道駅勢圏（駅から半径1km）に人口の9割以上が居住している。

鉄道駅勢圏（駅から半径1km）人口



第2章 都市づくりの目標

目標

国際競争に打ち勝つ強い都市の形成

1. 大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化
2. 国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造

安全・安心で生き生きと暮らせる都市の実現

3. 災害に強い都市の構築
4. 産業・暮らしを支える都市環境の整備

多様な魅力と風格ある都市の創造

5. 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成
6. 地域資源を活かした質の高い都市づくり

視点

大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりの推進

多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進

第3章～第5章 都市計画の方針等

第3章 区域区分（線引き）の決定に関する方針

【基本的な考え方】

- ・本区域は、ほぼ全域が市街化していることから、新淀川、大和川の河川敷堤外地及び地先公有水面を除き市街化区域となっている。
- ・市街化区域の編入にあたっては、公有水面埋立法に基づく埋立免許によって、事業実施中及び事業が完了している区域について行う。

第4章 主要な都市計画の決定に関する方針（主な項目）

土地利用に関する方針

- ・現在の土地利用状況を踏まえつつ、おおむねJR大阪環状線により囲まれた都心地域及び新大阪駅周辺地域、咲洲・舞洲・夢洲及びその周辺の臨海部、優れた居住環境や自然環境の維持されている地域等その立地特性を活かした都市づくりを推進する。
- ・特に都市再生緊急整備地域については、都市の活性化に資する商業・業務・文化機能等の多様な都市機能の導入を図る。

都市施設の整備に関する方針

【交通施設に関する方針】

国土軸や環状交通機能の強化、広域拠点施設（阪神港や関西国際空港等）や国土軸へのアクセスの強化、関西圏の連携強化等、交通ネットワークの充実・強化を図る。あわせて、ICTの活用による交通手段のシームレス化（MaaS等）、公共交通の利用促進を図ることにより、ストックを活用した利便性の高い交通をめざす。

○都市高速鉄道等

- ・南北軸の強化や国土軸へのアクセス性の向上、都市内交通の円滑化に向け、なにわ筋線の整備等、鉄道ネットワークの充実に向けた取組を推進する。
- ・鉄道施設の耐震対策等の防災対策、可動式ホーム柵の設置や踏切の安全対策、鉄道駅を含む周辺のバリアフリー化等を推進する。

○道路

- ・広域連携強化や物流の効率化に資する大阪都市再生環状道路（淀川左岸線（2期）、大阪門真線）等のインフラの整備を進めるとともに、その効果を最大限に発揮するアクセス道路の整備を推進する。
- ・まちの将来像の明確化にあわせて、既存の道路空間を車中心から人中心の空間へと転換し、新たな魅力や価値を創出する。
- ・道路、橋梁の耐震対策等の防災対策、歩行者・自転車走行空間確保、バリアフリー化等による移動円滑化の促進、無電柱化等を進める。

【河川整備の方針】

- ・「人命を守ることを最優先」とする基本理念のもと、洪水リスクを市民と共有するとともに、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を効率的・効果的に組み合わせるトータルマネジメントにより対策を推進する。また、洪水対策や高潮対策に加え、南海トラフ巨大地震による津波対策等を推進する。（河川への流出を抑制する雨水貯留・浸透事業、治水施設の整備、防潮堤や水門等の耐震対策等）
- ・治水機能の確保を前提に、地域の特色を活かした水辺のにぎわい創出等に取組む。

【下水道整備の方針】

- ・老朽化施設の改築更新や耐震化を優先的に進めながら、浸水対策や水質保全等を推進する。（10年に一度の大雨（時間雨量60ミリ程度）に対応する下水道幹線やポンプ施設の整備、雨水樹の増設等による局所的な集中豪雨による都市型水害対策、水質保全に向けた高度処理施設の整備等）

【公園整備の方針】

- ・大阪の活力と魅力を高め、市民の安全・安心な生活を支えるとともに、みどり豊かな大阪の実現に向けて都市中の貴重なオープンスペースを創出・保全するため、次世代に継承する公園整備を進める。（民間活力の導入による魅力向上、防災機能の向上等）

市街地開発事業に関する方針

- ・地域の特性や実情にあわせて、区画整理や再開発等のさまざまな手法を活用するとともに、住民の協力を得ながら官民一体となった取組を進め、市街地の計画的な更新を図る。

その他の方針

【都市再生に関する方針】

- ・関西の都市再生を牽引する国際競争力の高い中枢都市機能の集積をめざす。

<うめきた2期区域>

- ・「みどり」と「イノベーション」が融合した世界をリードする拠点の形成を図る。

<御堂筋周辺>

- ・高質で風格のあるまちなみの創出やエリアの活性化、側道歩行者空間化に向けた取組等を推進する。

<森之宮周辺>

- ・公立大学法人大阪の「森之宮キャンパス」を先導役として、観光集客・健康医療・人材育成・居住機能等を集積し、多世代・多様な人が集い交流する国際色あるまちづくりを推進する。

<夢洲>

- ・関西・大阪の活力を牽引する国際観光拠点の形成をめざす。その具体化にあたって、観光施設および物流施設のそれぞれが最大限に機能を発揮できるようまちづくりを進める。

<新大阪駅周辺>

- ・新大阪駅周辺を中心に、十三駅周辺、淡路駅周辺を含めた範囲を検討対象地域として、スーパー・メガリージョンの西の拠点や広域交通のハブ拠点、関西・アジアのゲートウェイの役割を担うまちづくりの実現をめざす。

【都市防災に関する方針】

- ・自然災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ「強靱な大阪市」を構築するための都市づくりを推進する。（老朽木造住宅等の建替えや狭あい道路の拡幅促進等による密集市街地の整備、道路や橋梁等の土木構造物やライフラインの耐震化の推進、一時滞留スペースの確保による帰宅困難者対策、自立分散型電源の導入やエネルギーの面的利用による業務継続地区の構築等）

【みどりに関する方針】

- ・みどりの保全や創出に努め、魅力あふれる都市の形成に努める。（主要幹線道路や主要河川における「みどりのネットワーク」の形成、民間活力を活かしたみどりの創出等）

【居住環境に関する方針】

- ・地域との連携による魅力と活気あふれるまちづくり、安全・安心に住み続けられる住まいづくりを推進する。（建築物等を活かした都市・地域魅力の向上・発信、一定の基準を満たした民間マンションの認定等良質な住まいの供給促進、民間住宅や多数の者が利用する民間建築物及び市設建築物の耐震化の推進等）

【都市環境に関する方針】

- ・SDGsの達成に貢献し、地球環境に貢献する環境先進都市の実現に向けた都市づくりを推進する。（ごみ処理や下水処理に伴って発生する未利用エネルギーなどの利用、自転車の利用促進、エコカーの普及促進、ごみの分別・リサイクルの取組の推進等）

【都市景観に関する方針】

- ・都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む、大阪らしい景観をめざした景観形成を推進する。

第5章 都市づくりの推進に向けて

- ・産・公・民・学が目標を共有し、総合的に都市を計画、整備、管理・運営する取組を推進する。
- ・民間団体による公共空間での自由度の高い活動や公共空間の高質な維持管理等をはじめとした、継続的なエリアマネジメント活動の推進を支援し、官民協働して都市魅力の向上を図る。
- ・都市マネジメントにICTをはじめとする先端技術を導入し、都市全体の観点から最適化を図るスマートシティの取組を推進する。